

# 令和 2 年度 石川県内部統制評価報告書

地方自治法第 150 条第 4 項の規定により、内部統制の評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

県においては、効率的かつ効果的で適正な事務の管理及び執行を確保していくため、地方自治法第 150 条第 1 項の規定により、「石川県内部統制基本方針」(令和 2 年 3 月 31 日策定。以下「基本方針」という。)を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制の整備及び運用を行っています。

基本方針等に基づいて制度の円滑な運用に努めるとともに、整備状況や運用状況の評価結果等を踏まえ、必要に応じて制度の見直し等に努めていきます。

## 2 評価手続

令和 2 年度を評価対象期間とし、令和 3 年 3 月 31 日を評価基準日として、基本方針に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の整備状況及び運用状況を、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成 31 年 3 月総務省公表)も参考に、評価しました。

## 3 評価結果

上記のとおり評価作業を実施したところ、県の財務に関する事務に係る内部統制は、別紙のとおり、実施体制が適切に整備され、有効に運用されていたと判断しました。

## 4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 3 年 8 月 2 日

石川県知事 谷本 正憲

## 令和2年度内部統制の評価について

### 1 全庁的な内部統制

#### (1)整備状況

次のとおり、実施体制を整備している。

- 石川県内部統制基本方針(R2.3.31 策定)
- 石川県内部統制実施要綱(R2.3.31 策定)
- 内部統制実施マニュアル(R2.4.1 策定)

#### (2)運用状況

推進・評価部局(行政経営課、管財課、出納室)において、

- 内部統制の実施にあたり、各所属への説明会を実施した。
- 各所属からの実施状況の報告を受け、対応を助言するなど、進捗管理を行った。
- 全庁的な実施状況等について評価を行った。

### 2 業務レベルの内部統制

#### (1)整備状況

各所属において、マニュアルや過去の定期監査等の指摘、所属固有のリスク等を勘案して、チェックリストを整備した。

#### (2)運用状況

○各所属において、事務の執行について、随時、チェックリストに基づき点検を行うとともに、定期的に自己評価を行った。

○評価部局において、各所属の自己評価を確認し、不適切事例の対応策が適切か確認した。

- 対象事務 : 財務事務(予算の執行、収入、支出、契約、財産管理 等)
  - 対象所属 : 知事部局(本庁、出先機関) 110 所属
  - 対象期間 : R2.4~R3.3
  - 評価時期 : 年 2 回(R2.10、R3.3)
  - 評価結果
    - ・不適切事例の件数 : 68 件(本庁:22 件、出先機関:46 件)
    - ・不適切事例の内訳 :
      - 収入事務 19 件(調定漏れ、調定金額の誤り 等)
      - 支出事務 32 件(支払い遅延、未払い、誤払い 等)
      - 契約事務 6 件(見積徴収事務の不備、請書の未作成 等)
      - 財産事務 9 件(消防設備の修繕漏れ、台帳記載の不備 等)
      - その他 2 件(処理手続きの遅延 等)
    - ・対応状況 : 全ての不適切事例について、対応策を策定済み
    - ・重大な不適切事例(※) : なし
- ※法令違反や県・県民に対し、多大な不利益を与えるもの

### 3 評価

#### (1)全庁的な内部統制

実施体制が法令に従って整備されており、また、運用について、基本方針や総務省のガイドライン等を参考に評価し、適切と判断

#### (2)業務レベルの内部統制

不適切事例があったが、内部統制の中で発見し、早期に対応したこと、また、不適切事例を踏まえてチェックリストの更新を図るなど、PDCAが機能していたことから、適切に運用されていたと判断

#### (3)総合評価

本県の内部統制は、適切に整備され、有効に運用されていたと判断